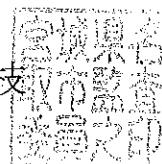


名取市監査委員告示第3号

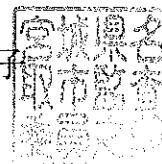
令和5年2月20日付け名取市監査委員告示第1号で公表した定期監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により名取市長等から措置を講じた旨の通知があるので、次のとおり公表する。

令和5年3月23日

名取市監査委員 沼倉雅枝



名取市監査委員 大泉徳子



## 監査結果に基づく措置通知書

所属名 税務課

令和5年2月20日付名監発第98号関係分

(指摘・要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<p>文書の整理保存関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の整理保存関係については、一部には正又は改善を要するものが見られた。</li> </ul> <p>減免申請書において、減免を受けようとする事由の記載が不十分なものが見られた。</p> <p>名取市市税条例に基づき、適正に処理してください。</p>	<p>措置を講じた日：令和5年2月21日</p> <p>監査講評後、減免申請書の減免を受けようとする事由の記載不十分を確認し、減免申請書を受理する際に申請書記入漏れに注意し、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。</p>

## 監査結果に基づく措置通知書

所属名 社会福祉課

令和5年2月20日付名監発第98号関係分

(指摘)要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<ul style="list-style-type: none"><li>契約関係については、一部に是正又は改善を要するものが見られた。</li><li>入札(見積)書の枚数が、入札(見積)調書及び業務入札報告書に記載の入札執行回数以上に保管されているものが見られた。名取市の契約規則、契約事務の手引(財政課)に基づき、適正に処理してください。</li></ul>	<p>指摘を受けた契約については、入札執行者及び入札立会者の認識不足が原因であった。</p> <p>今後、名取市契約規則、契約事務の手引き(財政課)に基づき、適正に処理するよう、令和5年2月20日に課員へ周知徹底を行った。</p>

## 監査結果に基づく措置通知書

所属名 保健センター

令和5年2月20日付名監発第98号関係分

(指摘・要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<p>【補助金等関係】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予定価格調書の作成が必要な契約事務において、予定価格調書が作成されていないものが見られた。</li><li>・名取市契約規則、契約事務の手引き(財政課)に基づき、適正に処理してください。</li></ul>	<p>装置を講じた年月日: 令和4年11月16日</p> <p>再発防止の取り組みとして、重点監査時の指摘後、所員による契約事務の手引き及び契約規則第8条の再確認を行い、設計額ごとの予定価格決定者を確認し、予定価格の作成漏れがないよう、入札日決定後の予定価格記載依頼についての事務の流れを再点検し、適正に事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>

(様式2)

## 監査結果に基づく措置通知書

所属名 農林水産課

令和5年2月20日付名監発第98号関係分

(指摘・要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<その他>  ・市有財産(普通財産)の貸与契約書の締結において、無償貸付けにて更新するにあたり、既定の決裁を受けていないものが見られた。 無償貸付けの貸与契約を締結する場合は、名取市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、適正に処理してください。	措置を講じた年月日: 令和5年3月6日  名取市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定に基づく決裁を得た。  再発防止の取組として、決裁後、課内会議の開催により、『名取市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例』の規定に基づき、適切な意思決定の事務処理について、段階に応じた再度の確認を行うことにした。

## 監査結果に基づく措置通知書

所属名 学校教育課

対象施設 相互台小学校

令和5年2月20日付名監発第98号関係分

(指摘・要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<p>理科薬品の台帳において、薬品の保管数量の記載に不整合が見られた。</p> <p>理科薬品保管と管理の手引き(名取市教育委員会)に基づき、適正かつ厳正に管理してください。</p>	<p>○措置を講じた年月日:令和5年3月10日</p> <p>○措置内容</p> <p>【教育委員会の対応】</p> <p>対象校に対し学校教育課長より「理科薬品保管と管理の手引き(名取市教育委員会)」に基づき、適正かつ厳正に管理するよう口頭指導を行いました。また、他の学校についても、指導事項のような事態にならないよう、職員の異動時期や年度当初などを勘案し、適切な管理について定期的に周知していきます。</p> <p>【相互台小学校の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因及び経緯</li> <li>理科専科教諭が令和4年8月に不用薬品を廃棄するため、同種類の薬品2本から1本にまとめ、空いた1本の容器を廃棄した。</li> <li>容器を廃棄する際に、容器本体の重さの分が減ったこと、本数を2本から1本に減らしたことを理科薬品台帳に記載することを失念し、薬品の保管数量と理科薬品台帳の記載に相違が出たことによるもの。</li> <li>・措置の状況及び時期</li> <li>令和4年10月19日午前に市定期監査で指摘を受け、同日の午後に理科薬品台帳へ薬品の容器の本数を減らし容器を廃棄したことを記載した。</li> <li>・今後の対応</li> <li>薬品の廃棄準備をする際に、容器の数量や重量に差が発生した場合は、その都度、薬品台帳に記載するよう気をつけます。なお、定期的な薬品の残量確認についても引き続き注意深く行なっていきます。</li> </ul>